

平成27年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成 24 年 12 月 25 日制定

平成 24 年青森市条例第 73 号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第 3 条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成 23 年 3 月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

3歳を迎える「青森市子どもの権利相談センター」



子どもの権利擁護委員 小林 央美

平成24年12月25日、子どもの権利保障を目的に「青森市子どもの権利条例」が施行されました。さらに、その子どもの権利条例の具現化に向け相談や調整活動を行う拠点として、平成25年5月1日、「青森市子どもの権利相談センター」が開設されました。いずれも3歳を迎えます。人の成長では誕生から3歳までに、身体的にも情緒的にも大きく成長します。特に「三つ子の魂百までも」といわれるように3歳までの成長はとても大事なようです。また、人は人との関わりの中で成長します。このような人の成長をセンターの歩みに重ねてふり返りますと、センターの活動も、相談を寄せてくれる子ども達、解決のお力添えをいただいた保護者の方や学校をはじめとする関係機関の方々、そして、地域の方々との関わりの中で成長させていただいたのではないかと思います。そこで、そのような関わりの中で感じた「心地よい言葉とその意味と課題」にふれながら、子どもの最善の利益をコアにおいた活動について考えてみたいと思います。

小学生の相談では、母親等の大人が先導する形で相談が進められることが多いのですが、なかなか子どもの気持ちが見えない時には、子どもに「今度は、あなたとお話ししてみたいのだけれど、どうかしら？」と聞いてみる場合があります。たいていの場合、今まで大人の様子や意見ばかりを気にしながら話していた子どもが、はっきりとした口調で「はい」と受け入れてくれることが多いです。そして、その後、問題の当事者として「本当はとても嫌な気持ちだった。不安で、こわかった。」と自分の気持ちを吐露して事実に向き合います。次に、勇気を持って「子どもの権利の行使者」としてどう行動に起こすか？その行動を起こすためにはどのような大人の手助けで条件整備が必要か？どのような人間関係の調整が必要かと、建設的な解決に向けた道筋ができていきます。もちろん、一筋縄ではいかないことも多々あります。しかし、どんなに年齢が低くても「自己の課題」と意識し、「解決者は自分であること」を自覚することが課題解決には不可欠なようです。

しかし、「自己の課題」と向き合ってみたところ、どうも、自分自身の相当に苦手なところと向き合わなければならなかったり、自分には乗り越えられそうにないことであったり、乗り越えるには相当な努力を要するようでそれからは逃げたいというような気持ちを持つこともあるようです。そのような時に、子どもは自分を守ろうとしてしばしばうそをついてしまうこともあります。小さな成功体験の積み重ねの少なさと失敗への恐れを強く持っていると感じます。小さな課題にも必死で理由をつけて逃げようとするところがあるのです。しかし、そのような中でも、子どもの方から「〇〇はできそうな気がする」という提案が出てくるとしめたものです。現象として見えていたことは、子どもがうそをついたりしながら必死で逃げようとしていた姿ですが、実は、子どもなりにできることを一生懸命考えていたのだと教えられます。教育心理学者のロバート・ローゼンタールは「人は期待された通

りの成果を出す傾向にある」というピグマリオン効果を説いています。うそをついて逃げようとしていても、だまされたふりをして気長に信じて待つことによって子ども自身が真の力を発揮してくれるのだと思います。もちろん、時に背中を押すことも必要ですが、基本的には子ども自身のエンパワーメントが重要です。中学生、高校生の相談では内容も人間関係も複雑になり、問題の様相が見えにくいことがあります。やはり、最終的には本人のエンパワーメントが解決に結びつくと思います。一見、問題は悪いことのように受け取られますが、解決の道筋によってはこれからの人生を切り開く力を身につけることとなります。

また、学校などの関係機関との連携により解決に至った事例もあります。もちろん、センターは第三者機関ですから、相談者の了解を得た上で学校や関係機関に出向いていきます。ある相談の解決に当たり学校へ出向いた時には「これは、はじめに学校の方で対応してみます」という快い申し出があり、即座に解決に至ったことがありました。他の事例では、「まずはセンターに行けるのならば、そこで様子を見ていただき情報を共有しつつ、少しずつ学校も関わる」という方策を取ったこともあります。事例によっては子どもの特性への配慮から専門機関との連携も欠かせません。関わった多くの方々から、単なる情報の連携ではなくそれぞれの機能を活かした「機能連携」の必要性をあらためて実感を持って教えられました。

センターでは、電話や面談等の相談を通して子ども達の困り事や悩みの声をお聞きし、その解決に向けて相談・調整活動等を行って来ました。一つ一つの事案について、子どもの最善の利益は何か、子どもが成長していくために何ができると、子どもを中心に置いた解決の方策を考え対応してきました。解決が難しい事例に共通することは、「もっと早くに、小さいSOSに気づいていたら」ということと、「もっと早くに、多くの人との協働で解決の方策を目指していたら」ということがあります。せめて、子どもの尊厳が壊れないうちに手をさしのべることができればと思います。

手前味噌かも知れませんが、この3年の間に「子どもの権利条例やセンター」への皆様方のご理解が進み、ご相談状況からは相談への「垣根が低くなってきた」ように感じておりますし、解決に向けた連携においても関係機関の「垣根が低くなってきた」ように感じております。

次代を担う子どもの健やかな成長と幸せを願い、多くの大人がチームとして子どもを育てていくことができれば、きっと、青森の発展につながることでしょう。そのチームの一つに子どもの権利の視点からセンターをご活用いただければ嬉しく思います。

最後に、本書は平成27年度のセンターの活動報告書となっております。各機関の皆様のお役に立ていただければ幸いです。

平成28年4月

(こばやし ひろみ 大学教授)

平成 27 年度活動報告書

目 次

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

III 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

IV 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 制度・活動に関する研修、会議、視察・・・・・・・・・・ 36

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「体罰と懲戒について」 子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・・41
- 「教室の中の静かな戦い」 子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・・・43

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿・・・・・・・・ 59

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置されました。

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

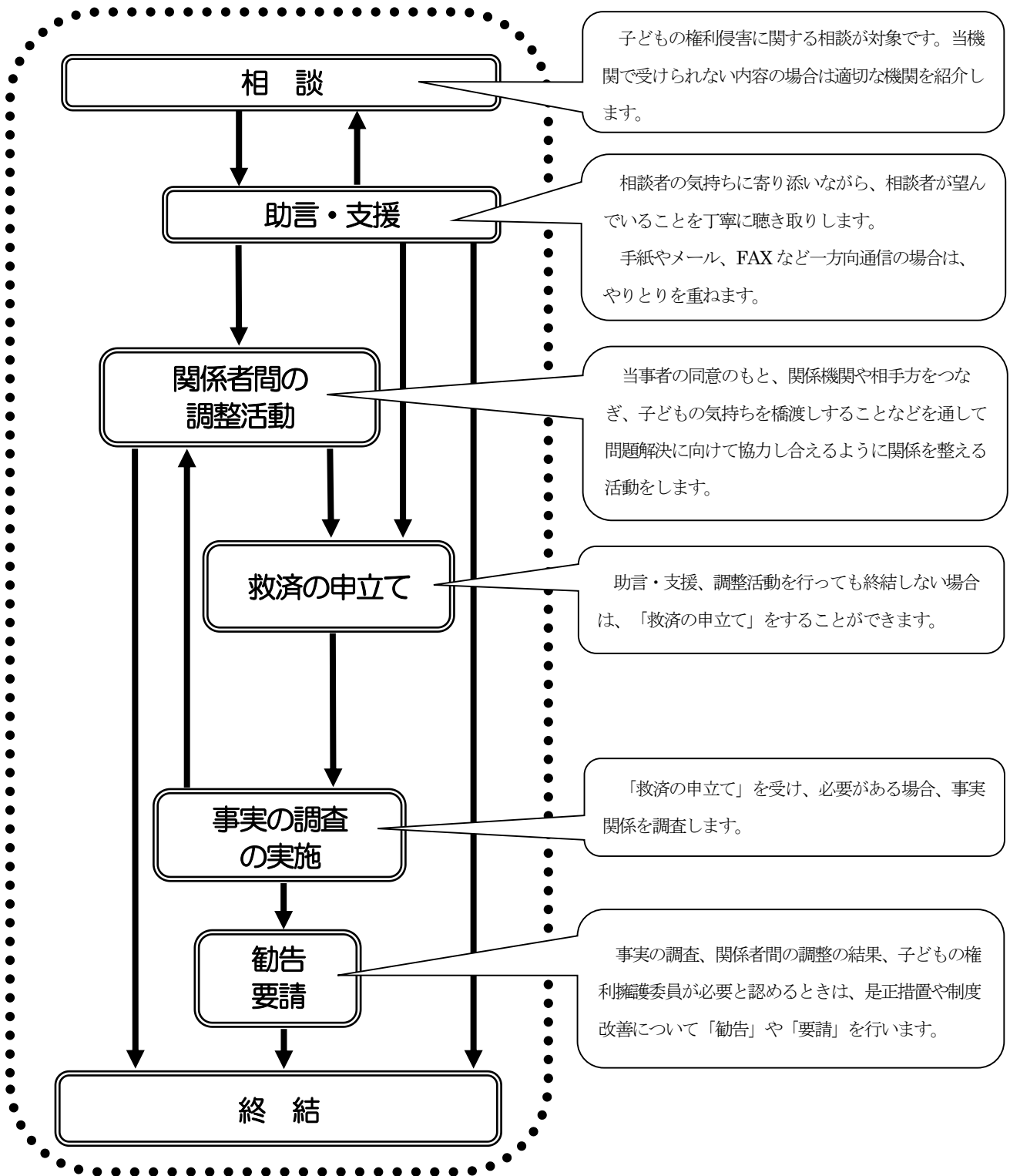
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員の自らの判断で、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善を勧告したり要請したりすることを働きかけることができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人一人が権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済 の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱える様々な悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます。（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）
受付時間	原則、月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 6 時まで （祝日、年末年始を除きます。）
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-^{みんなをむすぶ}370-642（フリーダイヤル） ・ ファックス 017-763-5678 ・ メー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階 青森市子どもの権利相談センター ・ 相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談

3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。



青森市総合福祉センター



青森市総合福祉センター正面玄関



青森市子どもの権利相談センター入口



青森市子どもの権利相談センター内



青森市子どもの権利相談センター相談室

Ⅱ 活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動

Ⅱ 活動の状況

1 相談活動(H27.4.1～H28.3.31)

平成27年度の相談受付件数は、実件数(※1)が96件、延べ件数(※2)が558件でした(前年度:実件数119件、延べ件数426件)。

平成27年度は前年度に比べて、延べ件数が132件増加(前年度の約1.3倍)しました。

さまざまな困難に直面した子ども及び保護者等から寄せられる悩みなどに対し、解決のための継続したやりとりの結果、1件の相談当たり平均5.8回(前年度は3.6回)のやりとりが行われました。

「相談受付件数」の年度比較はP49参照

(1) 月別相談受付件数(図1)

新規相談が多く寄せられたのは6月、12月でした。

これは、5月下旬と12月中旬に、市内小・中・高・特別支援学校の全児童生徒に子どもの権利相談センターの周知リーフレットを配付したことによる効果が表れたものと思われます。

前年度もリーフレット配付後に相談が増加する傾向がありました。

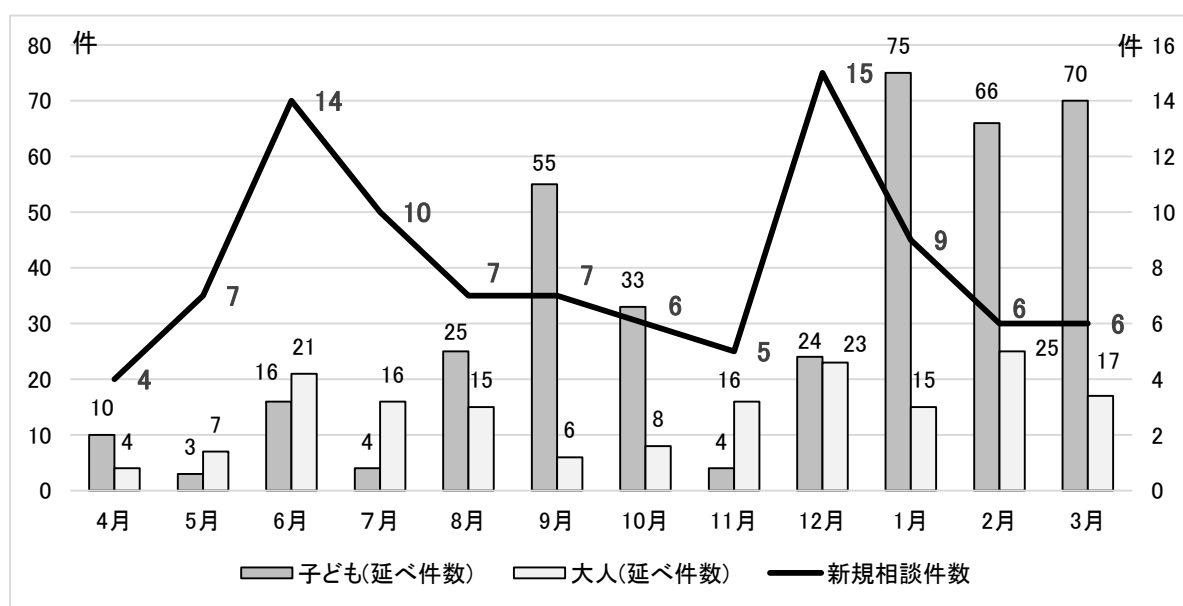


図1 月別相談受付件数(延べ件数:558、新規相談件数:96)

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 相談者の内訳(図2)

平成27年度の相談者(※3)の延べ人数は、子ども(385人 69.0%)が、大人(173人 31.0%)の2倍以上となっています(前年度:子ども(220人 51.3%)、大人(209人 48.7%))。

その内訳をみると、中学生(215人 38.5%)が最も多く、次いで高校生(160人 28.7%)、父又は母(123人 22.0%)となっています。

なお、その他(大人)は、近隣住民などが主な相談者となっています。

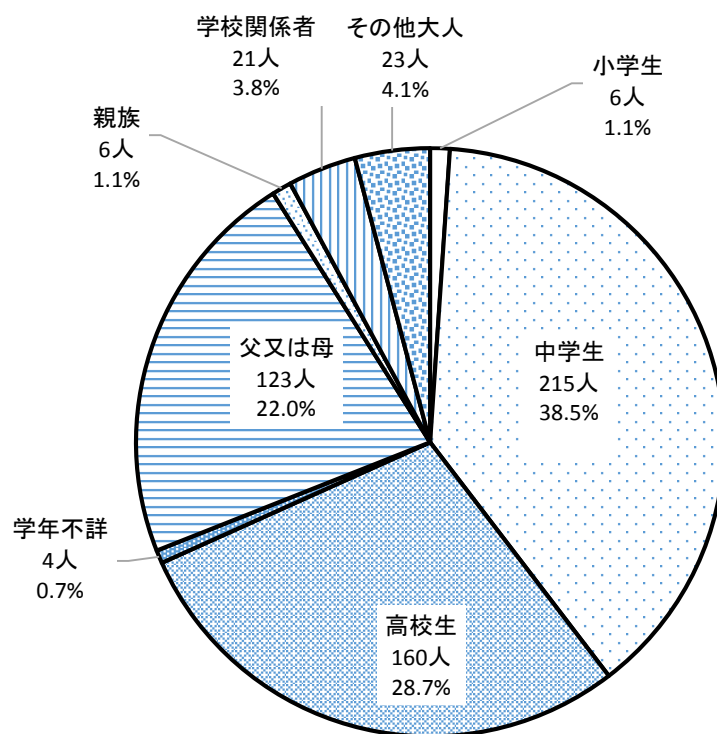


図2 相談者の内訳(延べ人数:558)

☆ 「相談者の内訳」の年度比較はP49参照

※3 相談者

相談をしてきた人のことをいいます。

(3) 相談対象者の内訳(図3)

平成27年度の相談対象者(※4)の延べ人数は、中学生(250人 44.8%)が最も多く、次いで高校生(158人 28.3%)、学校関係者(82人 14.7%)となっています(前年度: 高校生(143人 33.3%)、小学生(104人 24.2%)、中学生(82人 19.1%))。

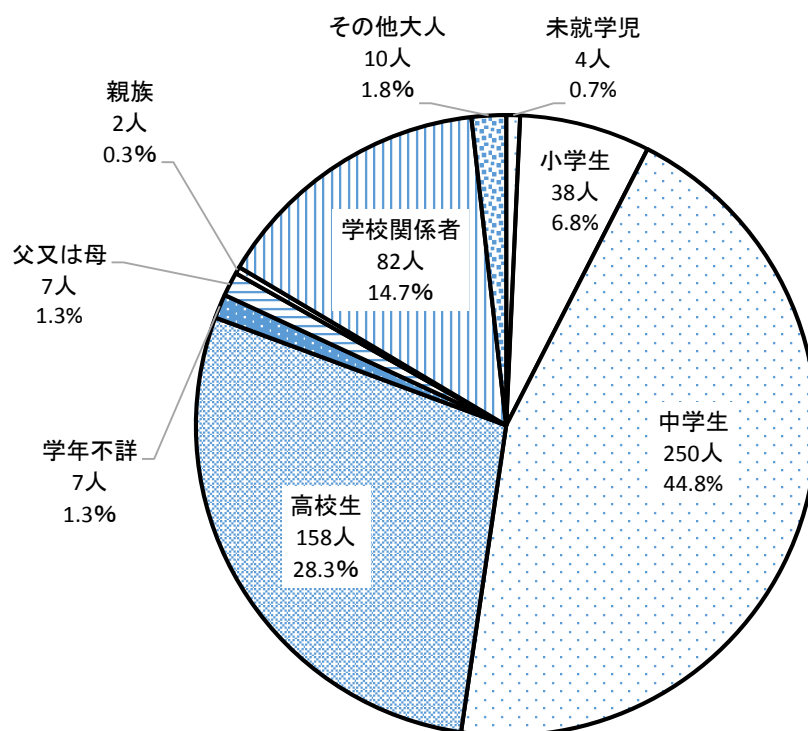


図3 相談対象者の内訳(延べ人数:558)

☆ 「相談対象者の内訳」の年度比較はP49参照

※4 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法(図4、5、表1)

初回相談で最も多かった相談方法は、電話(70件 72.9%)でした(図4)。

延べ件数で見ると、メールによる相談(316件 56.6%)が最も多く、次いで電話による相談(188件 33.7%)となっています(図5)。

なお、相談方法は、相談継続の中で解決の最良の方法を模索しながら変わることがあります。

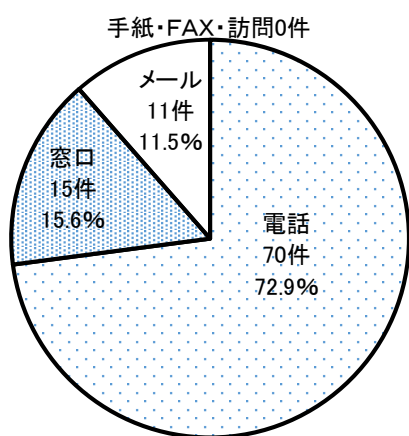


図4 初回相談の内訳(件数:96)

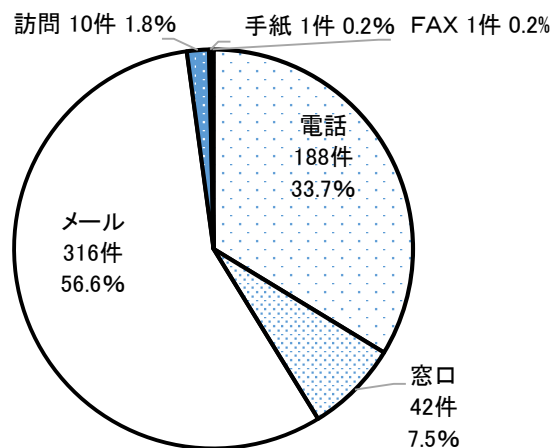


図5 延べ件数の内訳(件数:558)

☆ 「相談方法別件数」の年度比較はP49参照

相談者と相談方法の関連では、子どもからの相談は、メールによる相談(310件 55.6%)が、大人からの相談は、電話による相談(140件 25.1%)が最も多くなっています(表1)。

表1 相談者・相談方法別件数

相談者 相談方法	子ども				大人					合計 件(%)
	小学生	中学生	高校生	学年 不詳	父親	母親	親族(祖 父母等)	学校 関係者	その他	
窓口 相談	4	6	7	0	3	18	1	2	1	42件 (7.5%)
	17件(3.0%)				25件(4.5%)					
電話	2	17	28	1	3	95	6	16	20	188件 (33.7%)
	48件(8.6%)				140件(25.1%)					
FAX	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1件 (0.2%)
	1件(0.2%)				0件(0.0%)					
メール	0	182	125	3	0	3	0	2	1	316件 (56.6%)
	310件(55.6%)				6件(1.1%)					
手紙	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1件 (0.2%)
	1件(0.2%)				0件(0.0%)					
調査相談 専門員の訪問	0	8	0	0	0	1	0	1	0	10件 (1.8%)
	8件(1.4%)				2件(0.3%)					
合計	6	215	160	4	6	117	7	21	22	558件 (100%)
	1.1%	38.5%	28.7%	0.7%	1.1%	21.0%	1.2%	3.8%	3.9%	
	385件(69.0%)				173件(31.0%)					

(5) 相談受付の時間帯と所要時間(図 6、7)

相談が最も多い時間帯は、子どもも大人も 16時から18時まで（子ども：161件 41.9%、大人：51件 29.5%）となっています（図6）。

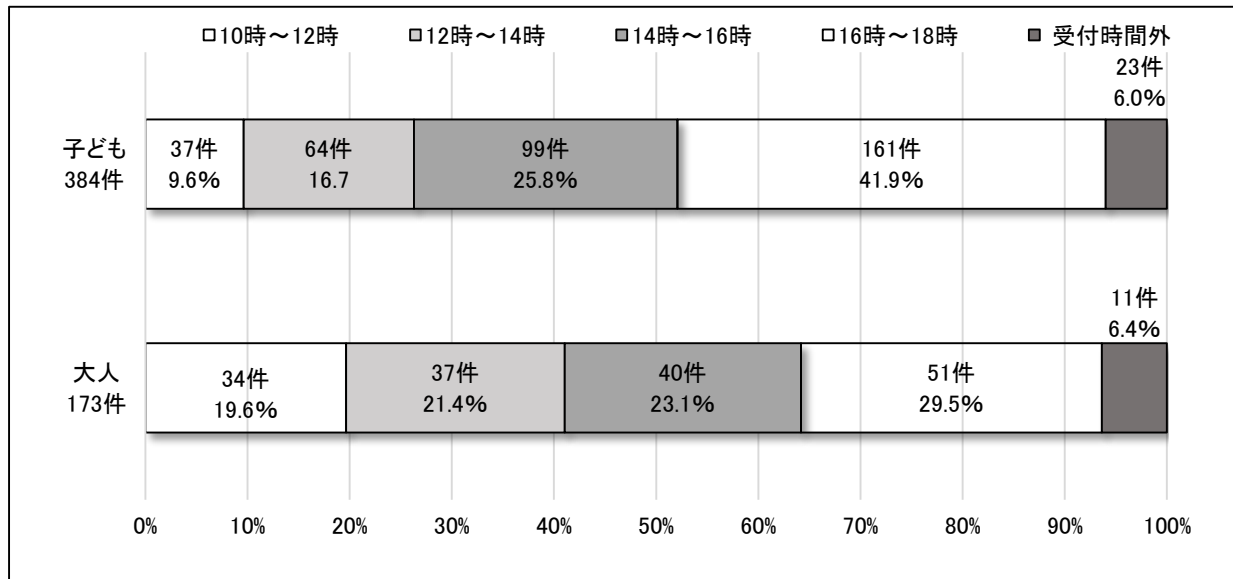


図 6 相談受付の時間帯の比較(手紙相談を除く延べ件数:557)

相談の所要時間について、電話相談と窓口相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満（子ども：41件 85.4%、大人：113件 80.7%）が最も多く、窓口・訪問相談では、1時間以上2時間未満（子ども：19件 76.0%、大人：17件 63.0%）が最も多くなっており、前年度も同様の傾向がありました（図7）。

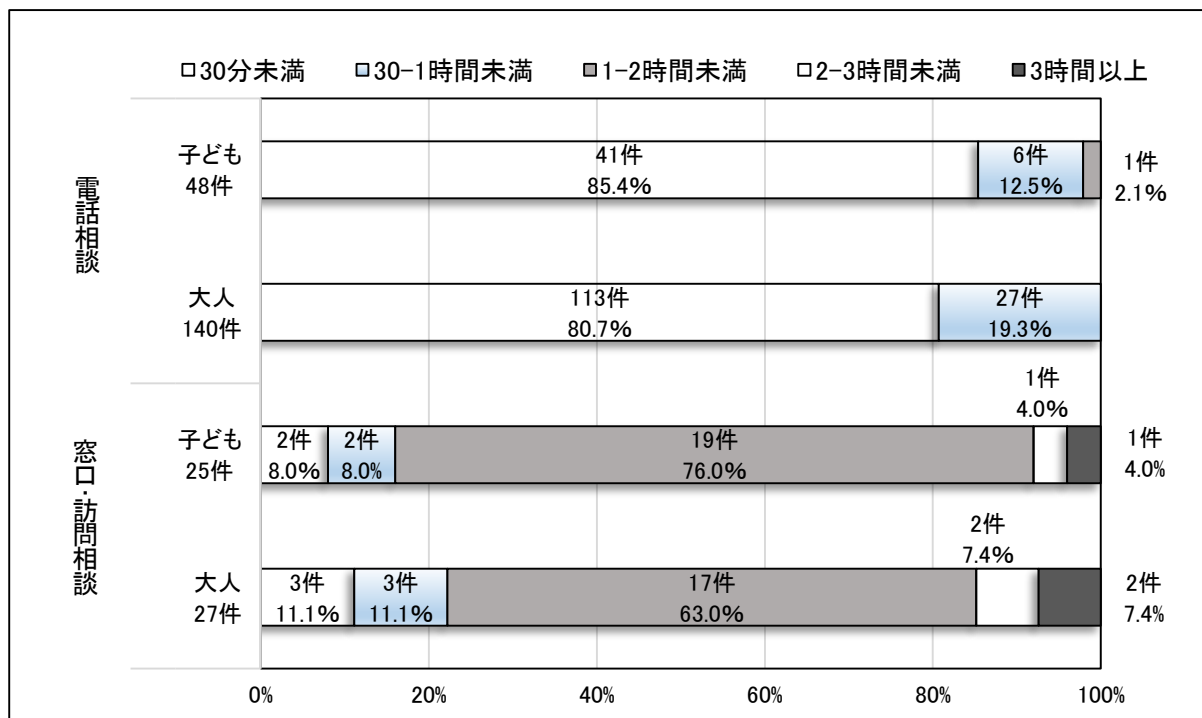


図 7 相談受付の所要時間の比較(FAX、メール、手紙相談を除く延べ件数:240)

☆ 「相談受付の時間帯」、「相談受付の所要時間」の年度比較はP50 参照

(6) 相談の内容^(※5)(表2)

① 小学生からはさまざまな相談が寄せられました。

相談内容は、「交友関係」、「いじめ」、「家族関係」、「進路問題」などでした。

初回相談で保護者に付き添われ、窓口相談に来るケースでは、緊張した表情で保護者と一緒に相談室に入り、あまり多くを語らない子どもたちの姿が多く見られます。

しかし、じっくりと時間をかけて子どもの話を聴くことで、表情が穏やかになり、少しずつ気持ちを話し始め、解決に向けて自分なりの意見を出せることが多くありました。

② 中学生は「いじめ」の相談が多くなっています。

中学生の相談内容で多かったのは「いじめ」や「心身の悩み」でした。寄せられた相談の中には、在籍校との連携や子どもへの長期間のかかわりが必要な場合があります。

延べ件数(558件)のおよそ4割が中学生からの相談で、その中でもメール相談が多くありました。

メール相談では、子どもからの質問への答えや問題の核心を突くようなメールを最初から送るのではなく、その子どもを理解するための応答を繰り返しながら、やりとりを継続するようにしています。そのようにして、センターと相談者に信頼関係ができるようになると、次第に苦しい胸の内が語られることがありました。

③ 高校生は「交友関係」の相談が多くなっています。

高校生の相談内容で多かったのは「交友関係」で、友人とのトラブルや交際相手との関係についてなどの相談が寄せられました。中学生同様、メール相談が多く、中には数十回のやりとりをしたケースもありました。

子どもの相談に対しては、できるだけ子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

そのため、「どうすればいいですか。」というように、子どもがすぐに回答を求めるような場合でも、やりとりを重ねて、子どもが自己と向き合い、気持ちをしっかり話せるようにした結果、次第に子ども自身が自分の問題の解決方法を考えて、自分の力で解決できるようになっています。

④ 大人の相談は母親の相談が多くなっています。

大人の相談者は母親が最も多く、「いじめ」、「教職員等の指導」、「子育ての悩み」などについての相談が寄せられました。

相談の背景には、子どもの発達の課題、家庭生活上の問題(離婚等)が見受けられました。

「解決するためにさまざまな方法を試してみたが問題が改善されない」という葛藤から相談に至ったケースが多く、そのようなケースでは子どもと同様に、まずは、話を聴くことを第一にしています。そうすることで相談者は、話しながら問題を整理していくということも多く、相談者自身が対応策や解決案に気づいていくことがありました。

※5 相談の内容

相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴え(主訴)を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数:96件/延べ件数:558件)

相談者 相談内容		子ども					大人						合計 (件)
		小学 生	中学 生	高校 生	学年 不詳	計	父親	母親	親族 (祖父 母等)	学校 関係 者	その 他	計	
交友関係	実件数	1	1	11	1	14	0	4	1	0	0	5	19
	延べ件数	1	3	133	3	140	0	12	1	0	0	13	153
不登校	実件数	0	1	0	0	1	0	1	3	0	1	5	6
	延べ件数	0	150	0	0	150	0	3	3	0	9	15	165
いじめ	実件数	1	3	0	0	4	0	7	0	0	0	7	11
	延べ件数	1	55	0	0	56	0	16	0	0	0	16	72
教職員等 の指導	実件数	1	0	3	0	4	2	7	1	1	0	11	15
	延べ件数	2	0	13	0	15	4	44	1	4	0	53	68
学校等の 対応	実件数	0	0	0	0	0	0	4	0	1	1	6	6
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	17	0	14	1	32	32
家族関係	実件数	1	1	2	0	4	1	2	2	0	0	5	9
	延べ件数	1	1	11	0	13	1	4	2	0	0	7	20
子育て	実件数	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	7	7
	延べ件数	0	0	0	0	0	1	17	0	0	0	18	18
心身の悩み	実件数	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	延べ件数	0	4	2	0	6	0	0	0	0	0	0	6
家庭内虐待	実件数	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	2	3
	延べ件数	0	2	0	0	2	0	0	0	1	1	2	4
進路問題	実件数	1	0	1	0	2	0	0	0	1	0	1	3
	延べ件数	1	0	1	0	2	0	0	0	1	0	1	3
金銭問題	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政機関 の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	実件数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	9	11	11
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	3	0	1	10	14	14
不明	実件数	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	2	3
	延べ件数	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	2	3
合計(件)	実件数	5	9	18	2	34	4	33	7	5	13	62	96
	延べ件数	6	215	160	4	385	6	117	6	21	23	173	558

☆ 「相談内容の内訳」の年度比較はP51参照

(7) 事例紹介

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

主訴	相談内容
交友関係	<p>保護者から「子ども（小学生低学年：Aさん）がクラスメイトからちょっかいを出されている。入学したばかりで新しい環境に慣れていないため、自家中毒になったりしないか不安だ。ちょっかいをやめてもらうにはどうしたらいいだろうか？」という窓口相談がありました。</p> <p>まず、保護者が注意深くAさんの様子を見て、些細な変化に気づいて対応している点について評価しました。次に、帰宅後すぐに「今日は何かされなかった？」と聞くよりも「今日はどんな遊びをしたの？」など、楽しかったことを中心に聞くようにし、Aさんが語るのを待つようにアドバイスをしました。また、相談者が「クラスメイト（Bさん）に直接、ちょっかいを出す理由を聞いてみたい。」と言ったことに対し、「AさんとBさんのクラスメイトとしての今後の関係作りに影響するかもしれないため、二人の様子を知っている学校の先生に相談してみてもどうか。」とアドバイスをしました。</p> <p>その後、「Aさんが“友達になるから叩かないでちょうだい。”と自分からBさんに言ったことでちょっかいが少なくなり、元気に登校しているので、もう少し様子を見ていきたい。」と報告がありました。</p>
不登校	<p>中学生（Cさん）から「ある日突然、学校に行けなくなり、今は部屋から出ることもできない。」というメール相談がありました。</p> <p>調査相談専門員はCさんに対し、面談を提案しましたが、「人に会うのが怖いのでメールが楽です。朝起きられないので約束の時間を守るか心配です。自分の自由な時間にできるメールがいいです。」と返信があり、メールのやりとりを続けました。</p> <p>次第に母親へ「自分が登校できるようになるまで待つ。」と話せるようになり、自宅における緊張感も和らいだ様子でした。</p> <p>その後、Cさんはスクールカウンセラーのすすめで病院を受診し、「医師の診断が出て安心した。」という気持ちが語られました。しかし、なかなか登校には繋がりませんでした。</p> <p>親にも先生にも友達にも、なかなか自分の気持ちを話すことができないCさんの希望で、「もう大丈夫。」と思えるようになるまでメールを続けることにしました。</p>
いじめ	<p>保護者から「子ども（小学生低学年：Dさん）が登下校時に同級生から“バカじゃねーの”など言葉によるいじめを受けているようだ。エスカレートしたらどうしようかと心配でたまりません。」という窓口相談がありました。</p> <p>保護者の気持ちを受容的に傾聴することに努め、一生懸命子どもと向き合っていることによって上手くいっている事を評価し、母親自身が安定できるように対応しました。そして、Dさんについて学級担任と情報共有してみてもどうかと提案しました。</p> <p>その後、保護者から「担任に手紙を書きました。担任が善処してくれて、落ち着いた学校生活を送っています。」と報告がありました。</p>

主訴	相談内容
いじめ	<p>中学生 (Eさん) から「友達にシャープペンの芯を投げつけられたり、陰口を言われたりしています。どうしたらいいですか?」という電話相談がありました。</p> <p>Eさんから詳しい話を聞いていくと、担任の先生が初期対応を行っていることが見受けられました。介入の緊急度を判断するため、その後もEさんと電話でのやりとりを続け、友達や学校の状況確認をしました。</p> <p>その後、Eさんから、「陰口はまだありますが、前より少なくなっています。これからは何かあったら電話や手紙で相談をしたいと思います。ありがとうございました。」という報告の手紙が届きました。</p>
教職員等の指導	<p>教員から「高校生 (Fさん) の特性について教員間で共通理解を図りながら対応して欲しいと保護者から依頼があり、学校としてもできる限りの努力をしているが、親子となかなか折り合えない。」という電話相談がありました。</p> <p>子どもの権利擁護委員は、関係者から話を聴く必要があると判断し、教員に対するFさんの願い、保護者の学校に対する不信感、Fさんに対する教員の理解と対応を聴き取りました。関係者間でお互いの気持ちを伝え合う橋渡しを行いました。</p> <p>現在、Fさんは先生方に理解してもらえていると感じ、落ち着いて授業を受けることができるようになり、保護者の学校への信頼関係も築かれつつあります。</p>
家族関係	<p>高校生 (Gさん) から「兄弟の中で自分だけ、離婚したお父さんに引き取られました。お母さんのところで生活したいです。」という電話相談がありました。</p> <p>Gさんは「お父さんに自分の気持ちを言ったことがない。もう何を言っても無駄だと諦めて生きてきた。」と語ったことから、鬱積しているものを感じたため、Gさんが自分の願いや気持ちを話せるように心がけて対応しました。</p> <p>初回相談を受けてから2年間、Gさんとの電話相談と窓口相談を続け、対話を重ねるうちに、Gさんから「お父さんに自分の気持ちを話しました!もう大丈夫です!」という報告がありました。</p>
子育ての悩み	<p>父親から「子ども (小学生高学年: Hさん) が母親の言うことを聞かないため、母親が精神的に不安定になっている。二人の距離を置くため、しばらくHさんを母親の実家に預けたいが、Hさんが「親に見捨てられた。」と思わないようにするにはどうしたらいいか。」という窓口相談がありました。</p> <p>共感的に傾聴したところ、父親は自分がこの問題のキーパーソンであることに気づきました。そして父親から、母親の安定を図るための見通しを持った対応策や、Hさんとの信頼形成を着実に作るための具体案が語られました。</p>
家庭内虐待	<p>中学生 (Iさん) から「姉が、自分や姉の子ども (未就学児) を叩いたり、蹴ったりするから家に帰りたくない。どうすればいいですか?」という電話相談がありました。</p> <p>さらに、Iさんは「家に帰らないと姉が怒って私を迎えに来て、また叩かれたりするかもしれない。」と話したことから、早急に支援が必要な状況にあると判断し、Iさんの了承を得て青森市子どもしあわせ課 (要保護児童対策地域協議会) に情報提供をしました (要保護児童対策地域協議会が状況改善に向けて迅速に行動しました)。</p>

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人一人の語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのか、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちをひとつひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」「救済の申立てを受けて」「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

(2) 平成27年度の調整状況

平成27年度は、5案件について延べ29回実施しました（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先	調整先						合計 (件)
		小学校	中学校	高等学校	市教委 委員会	その他 行政 機関	子ども 保護者 等	
教職員等の指導	(2 案件)	0	8	1	0	0	11	20
いじめ	(1 案件)	0	0	2	0	0	0	2
学校等の対応	(1 案件)	0	2	0	0	0	4	6
行政機関の対応	(1 案件)	0	0	0	1	0	0	1
合 計		0	10	3	1	0	15	29

☆ 「調整活動」の年度比較はP51 参照

(3) 調整活動の様子 — 事例紹介 —

「いじめ」

【保護者からの電話】

保護者から「子どもが学校でいじめられている。学校に行かないと言っているので面談に行きたい。」という電話が来ました。

【子ども（中1）、保護者との面談を実施】

子どもの問題の解決には、子どもの気持ちをしっかりと聴くということが基本となるため、子どもとの面談を実施しました。

子どもに起きていることの実事確認と、子どもの気持ちを丁寧に聴き取りました。子どもは「学校の先生たちは信頼できない。」「同じくらいの年頃の人を見かけるとそれだけで怖い。」という気持ちでいることがわかりました。

保護者の気持ちが安らぎ、安定することによって子どもへの関わり方にも余裕が生まれるため、父親と母親からも話を十分に聴きました。

【調整活動の実施と結果】

学校での子どもの状況を確認するため、子どもの同意を得て、子どもが在籍する中学校へ子どもの権利擁護委員が出向きました。

学校からは“子どもがクラスメイトから言葉によるいじめを受けていることは学校でも把握しており、子どもからの相談や教員がそのような行為を見た際は即座に対応と指導を継続してきました。しかしながら保護者と子どもから「このような学校には行けない。」という連絡があり、それ以来学校側も家庭訪問を継続しているが子どもと接触できない状況が続いており大変困っていました。”ということが語られました。

子どもが「同じ年代の子どもと会うのが怖い。」と言っていることから、少しでも外に出る機会を設けることと、子どもをエンパワーメントすることを目標に、調査相談専門員が子どもとの面談を数ヶ月間行いました。また、保護者のさまざまな気持ちを受け止めるため、子どもの権利擁護委員が父親と母親との面談を継続しました。そして、中学校の担任をはじめ、子どもと関わる先生方に対し、子どもの同意を得て、子どもと調査相談専門員が面談している際の子どもの様子などについて面談や電話などで情報提供を行いました。

このような関わりを継続していくうち、学校に対する保護者や子どもの気持ちに変化が見られ、子どもは在宅での学習に取り組み始め、学校の先生と電話で話すことや手紙でのやりとりもするようになりました。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

3 調査活動

(1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

子どもまたはその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18号第1項第3号））。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。

あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

(2) 平成27年度の調査状況

① 申立案件

平成27年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

② 自己発意案件

平成27年度は、子どもの権利擁護委員の判断による事実の調査（条例第18条第1項第3号）を、1案件実施しました（表5）。

表5 自己発意案件の対処結果等一覧（H27.4.1～H28.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴] 対応状況	調査 回数
1	平成27年度発意第1号	平成28年2月	[教職員等の暴力] 平成28年2月 調査実施 平成28年3月～ 調査活動継続	3

☆ 「申立てによる調査活動の状況」「自己発意による調査活動の状況」はP51参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

Ⅲ 運営会議

1 運営会議

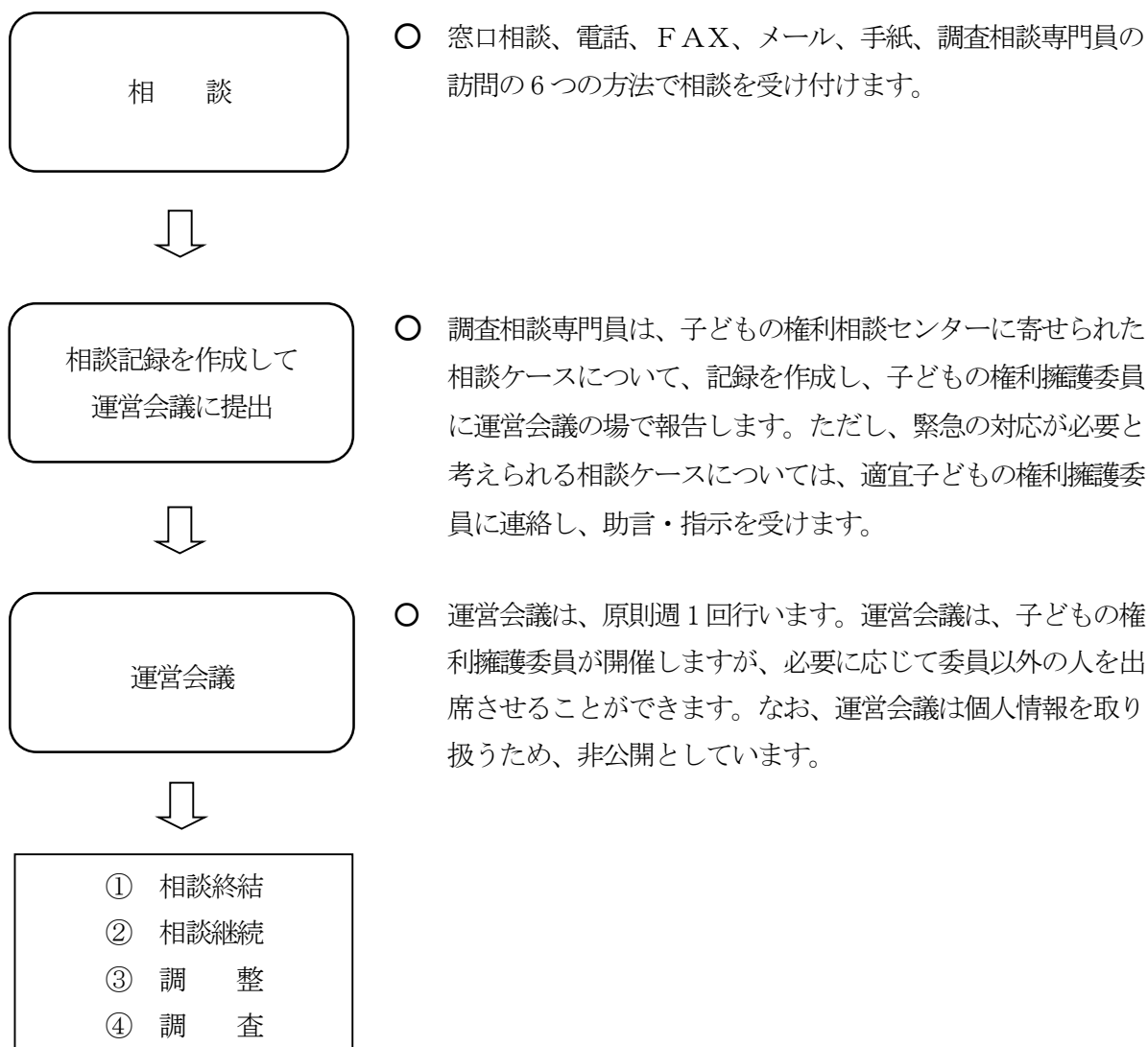
Ⅲ 運営会議

1 運営会議

青森市子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー(監督者)として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

平成27年度は、50回開催しました(表6)。

表6 平成27年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	50

IV 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動**
- 2 制度・活動に関する研修、会議、視察**

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています（条例第10条）。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

① リーフレットや携帯カード、チラシ等の配布

平成27年度に配付したリーフレット等の状況は、表7のとおりです。

表7 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配布状況

配付時期	配付物	配布先(対象者)
H27.4月	(A)「子どもの権利条例」リーフレット (B)「子どもの権利相談センター」リーフレット	・小学校(1年生、5年生) ・高等学校(1年生) ・特別支援学校(小・中・高等部1年生)
	(C)「子どもの権利相談センター」子ども用携帯カード	・小学校(1年生) ・特別支援学校(小・中・高等部1年生)
H27.5月	(D)「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	(E)平成26年度青森市子どもの権利相談センター活動報告書	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
H27.12月	(F)「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	※(F)表面の拡大版ポスター(パネル入り)	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等

☆ 次ページ以降に(A)～(F)の写しを掲載しています。

(小学5年生～中学3年生版)

あなたに知ってほしい！！
けんり
子どもの権利のこと
けんり じょうれい
～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に
育てほしいという願いをこめて、「青森市子どもの権利条
例」という市の決まりをつくりました。

がっこう かぞく とも
学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」 に相談してください!!



「子どもの権利相談センター」ってなんですか？

子どものことに関わしい「子どもの権利ようご委員」（弁護士、大学の先生、臨床心理士）と「調査相談専門員」が、さまざまなことでもまっている子どもの話を聞いて、どうしたらいいか、一緒に考える場所です。



何をしてくれますか？

子どもの話をじっくり聞きます。その子にとって今もっとも良いことは何かを一緒に考え、必要なときは、いろいろな人と話し合っ、みなさんと一緒に問題の解決に取り組みます。



みんなにひみつで相談できますか？

もちろんできます。みなさんのひみつは、守ります!!

こまったときは、一人でなやまないで、どんなことでも相談してください。

相談方法は・・・




- ①窓 口 相 談 子どもの権利相談センターで相談(地図はうらにあります)
- ②電 話 0120-370-642 (電話料金はかかりません)
- ③ファックス 017-763-5678
- ④メー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手 紙 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談
(土・日、祝日を含みます)



受付時間 原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除きます)


(B) リーフレット裏

「子どもの権利ようご委員」 からのメッセージ




弁護士
沼田 徹委員

落ちこんだとき、こまったとき、どうしたらよいかわからなくなったとき、なやみで目の前が真っ暗になったときには、えんりよしないで相談してください。お話を聞かせてください。ここには、あなたを待っている人たちがいます。



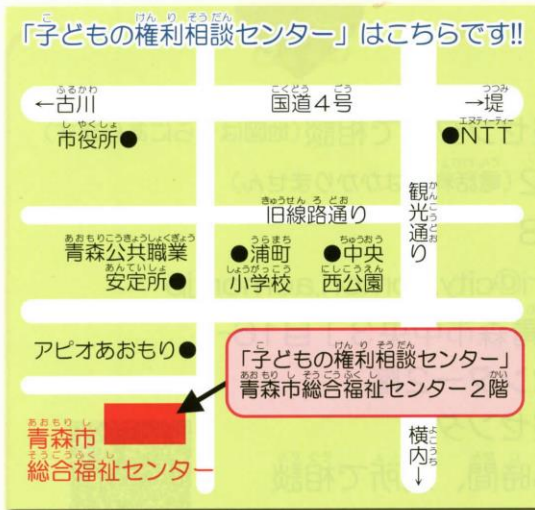
大学の先生
小林央美委員

最近、楽しくてしあわせいっぱい、大きな声で笑ったことがありますか？わたしにも、そして周りの人たち「みんな」にも、安心して自分らしく、元気に、そして、意見を発言することのできる「権利」があります。その権利が大切にされていないなあと思うことがあったら、相談してくださいね。一緒に、考えたり行動したりしていきましょう。



臨床心理士
関谷道夫委員

青森市は、青い海、青い空、青い森に抱かれてやさしくゆれるゆりかご！未来を担う子どもたちが、笑顔をとやさず、のびのびと元気に、しっかり生きる力をはぐくむことができるように！すべての人が力を合わせて支援していきます。



青森市健康福祉部子どもしあわせ課 (子ども未来チーム)
〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX : 017-763-5678 青森市ホームページ <http://www.city.aomori.aomori.jp/>


(C) 携帯カード表

学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」 に相談してください

相談方法

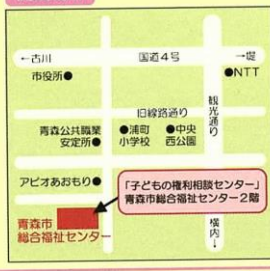

- ①窓口相談 子どもの権利相談センターで相談
- ②電話 0120-370-642（電話料金はかかりません）
- ③ファックス 017-763-5678
- ④メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談



(C) 携帯カード裏

受付時間
原則、月曜日～金曜日の
午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除きます)

開設場所

(D) チラシ 表

学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」 に相談してください！！

相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
- ②電話する 0120-370-642（フリーダイヤル）
- ③ファックスする 017-763-5678
- ④メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙を送る 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談者が希望する時間、場所で相談する

受付時間
原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除きます)

開設場所



あなたの携帯にも
ぜひ登録してお。




「このデザインは、平成26年宮城県子ども委員が制作しました。」

(D) チラシ 表


子どもの権利相談センターに届く声...

子どもたち
友達にバシリにされています・・・
断ると友情関係が壊れそうで
不安なので断れません・・・




コミュニケーションがすごく
苦手で会話が続かない・・・

恋愛のことで相談にのって
くれますか？



教室に入っても
ひとりで寂しい・・・

ブログをやっています。コメント
にひどいことを書かれました・・・



人に嫌われないように毎日自分
に嘘ついて生きてるっていう
か・・・

他の人にとってはくだらないかもしれない
けど、自分にとってはとても辛いです・・・
助けてください。

毎日びくびくしながら笑顔
を振りまいてる・・・

相談の流れ

相談する

一緒に考える
あなたの気持ちをきいて、
どうしたらいいか一緒に考
えます。

安心
心と決
すする


調べる・協力してもらう
あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり、
関係する大人に協力をお願いしたり
します。

○学校のこと、家のこと、
友だちや自分のことなどで、
「いやだな」「どうしたらいい
かな」と思ったことは、なん
でも相談できます。
○友だちがこまっていた心配
なときに、あなたが代わりに
相談することもできます。

秘密は必ず守ります！！

(E) 報告書

平成26年度 青森市子どもの権利相談センター 活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

(F) チラシ 表

★学校や家族、友だちのことなどで困っているときは…

「子どもの権利 相談センター」

に相談してください!!

受付時間

原則
月曜日～金曜日
午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除く)

相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
- ②電話する みんなの へんわ 0120-370-642 (フリーダイヤル)
- ③ファックスする 019-763-5678
- ④メールする
ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙を送る 〒030-0822
青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談者が希望する時間、場所で相談する

開設場所

皆さんの携帯にも
登録してください↓

「このデザインは平成27年度青森市子ども会議委員が制作しました。」

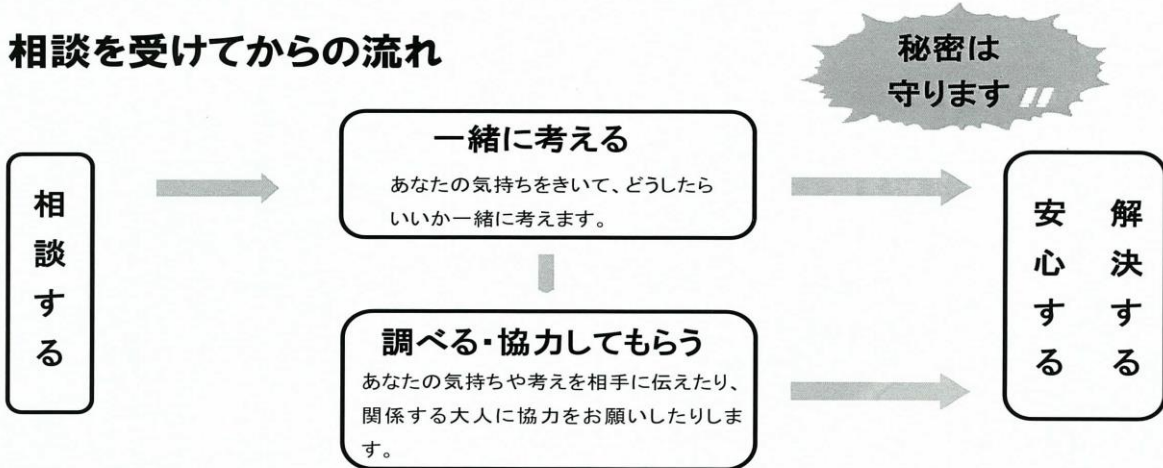
子どもの権利相談センターって？



青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて、「青森市子どもの権利条例」という、市のきまりをつくりました。

このきまりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」などと悩んでいる子どもの声を受け止め、みなさんが元気になれるようお手伝いをしています。

相談を受けてからの流れ



こんな相談がきています



青森市健康福祉部子どもしあわせ課(子ども未来チーム)

〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階

TEL/FAX:017-763-5678

③ 「青森市子どもの権利の日」イベントに参加

青森市子どもの権利条例では、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第10条第2項）としております。子ども会議委員（※8）が自ら企画立案して「青森市子どもの権利の日」イベント『FOR CHILDREN～手に入れよう！自分たちの理想のまちを～』をアウガ（AV多機能ホール）で開催しました。

青森市子どもの権利擁護委員は、イベント会場内において子ども会議版「脱出ゲーム（謎解きゲーム）」に参加しました。また、調査相談専門員が子どもの権利相談センターのPRブースを設置し、相談方法や相談対応の流れについて、パネル展示と広報活動を行いました。

(2) 大人への広報・啓発活動

① 一般の大人へ向けた広報・啓発活動

市ホームページや「広報あおもり」等を活用した広報を行いました(表8)。

表8 一般の大人へ向けた活動の一覧

実施時期	摘 要
平成27年6月	○ 「広報あおもり」に活動報告書を作成したことと、子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
7月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載 ○ 市庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示 (P37)
8月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載 ○ 子どもの権利相談センターのホームページに子どもの権利擁護委員のコラムを掲載
9月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
10月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
11月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載 ○ 子どもの権利相談センターのホームページに子どもの権利擁護委員のコラムを掲載 ○ 市庁舎市民サロンに子どもの権利相談センターのブースを設置 (P36) ○ 市庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示 (P38)
平成28年1月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
2月	○ 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載

② 教職員等への啓発

子どもの権利擁護委員は、青森市子どもの権利条例の理解と周知を図り、教育関係機関と連携して推進していくため4月に教育委員会を訪問し、7～8月に小・中学校長会で挨拶しました。

※8 子ども会議委員

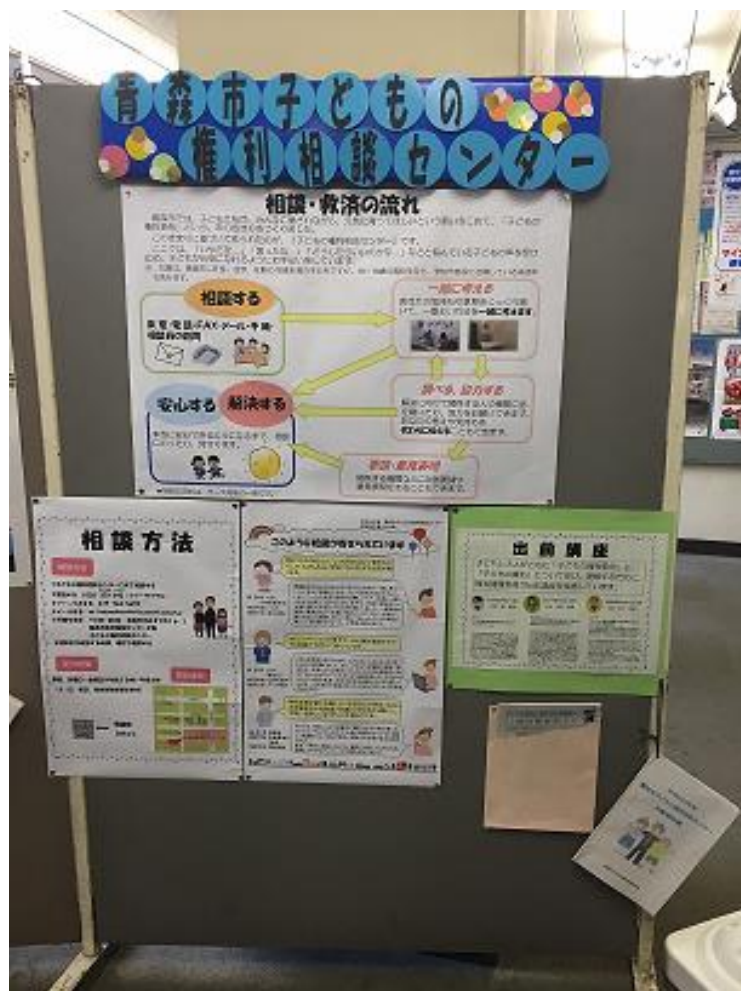
青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。子ども会議委員は、この会議に参加し活動をする子どものことをいいます。

2 制度・活動に関する研修、会議、視察

(1) 視察

他自治体から行政視察がありました。調査内容は、「青森市子どもの権利条例制定過程」、「子どもの救済制度や相談体制の充実に向けての取組（子どもの権利相談センターの運営等）」に関するものでした。

本庁舎 市民サロンにてブース設置(11月掲示)

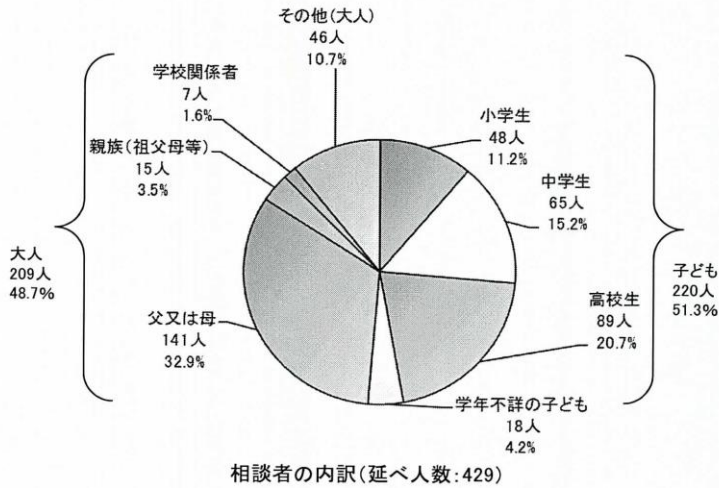


青森市子どもの権利相談センターだより

平成二十七年七月
青森市子どもの権利
相談センター発行

相談者は大人と子どもが約半々

相談者は、子どもが、大人より若干多くなっています。相談してきた子どものうち、高校生が最も多く、次いで中学生となっています。相談してきた大人のうち、父又は母が最も多く、次いでその他(大人)(近隣住民など)となっています。



相談内容の特徴……

小学生は「交友関係」
中高生は「心身の悩み」
大人は「子育ての悩み」

小学生

小学生の相談で最も多かったのは「交友関係」で、低学年は子ども同士で起きたトラブルについて、高学年は仲間はずれ、異性への関心などについて寄せられています。

中・高校生

中・高校生の相談で最も多かったのは「心身の悩み」で、不安や意欲の低下、不眠、「コミュニケーション」が苦手、体調、体型などについて寄せられています。

大人

大人の相談は、保護者(母親)が最も多く「子育て」、「教職員等の指導」などとなっています。母親が子育てに悩む背景には、子どものいじめ、発達障がい、家庭生活上の問題(離婚)等が見受けられました。

出前講座に関するお知らせ

子どもの権利相談センターでは、市民の皆様にも「子どもの権利条例」や「子どもの権利」について適切に学び、理解していただくことを目的に出前講座を行っています。

☆対象 5名様以上で参加いただける団体
青森市子どもの権利擁護委員

☆講師 沼田徹氏(弁護士)
小林央美氏(大学教員)
関谷道夫氏(臨床心理士)

☆料金 無料
☆ご質問や申込・問い合わせ
青森市健康福祉部

子どもしあわせ課 未来チーム
TEL/FAX
017-763-5678

学校、町内会、サークルなどの研修にご利用ください。



このような相談が寄せられています



コミュニケーションが苦手で、LINE(無料通信アプリ)でも会話ができてなくて悩んでいます。

【高校生Aさんからメール相談】

Aさんのいいところ、今できていることを評価しました。また、どのような場面で会話に困るのか、友だちとどんな話をしてみたいかなど、具体的に考えてもらいながら、メールのやり取りを重ねました。するとAさんから友だちとの会話のきっかけを見つけたという返信がありました。



【調査相談専門員の対応】



同じクラスのCさんに「こっちを見るな」と言われたりしていじめられます。学校に行こうとすると頭が痛くなります。

【小学生Bさんから窓口相談】

問題解決に向けてできることを一緒に考えていくと、「友だちと一緒に先生に相談してみる。」という方法が出されたので、それを目標にしました。一週間後面談すると勇気を出して友だちに相談しただけではなく、友だちと一緒に先生にも相談し、Cさんから謝ってもらったことで「学校が楽しい、頭も痛くなくなりました。」と報告がありました。



【調査相談専門員の対応】



特別支援学校に在籍している子ども(小学生Eさん)の学級担任の言葉遣いが悪いと聞いた。本当のところはどうなのか知りたいが、学校に相談したらいいか悩んでいます。

【保護者Dさんから電話相談】

Eさんは登校しぶりや就寝中に騒ぐなどの行動がみられるということだったので、学級担任の対応が心身に影響が出ていると判断し、早急に学校に相談する必要があると助言しました。後日「学校が適切に対応してくれたため、登校しぶりがなくなった。」と報告がありました。



【調査相談専門員の対応】

青森市子どもの権利相談センターだより

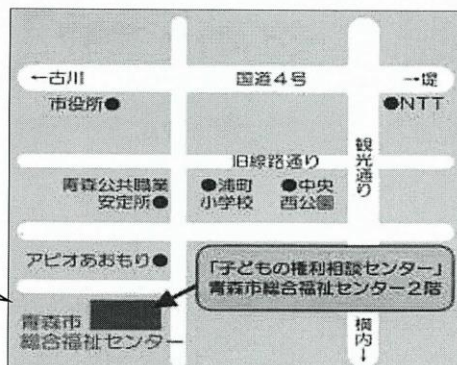
平成二十七年十一月
青森市子どもの権利
相談センター発行

子どもの権利相談センターってどこにあるの？

青森市子どもの権利相談センターは、青森市総合福祉センターの2階にあります。相談は窓口相談のほかにも電話やファックス、メール、手紙、相談したい人が希望する時間、場所で相談を受けています。



★建物の写真



V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「体罰と懲戒について」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「教室の中の静かな戦い」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

体罰と懲戒について



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

学校教育法第11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めています。

「体罰」は、子どもの人格的な利益を侵害するものです。子どもも憲法上個人として尊重され、尊厳ある存在として扱われなければなりません。「体罰」は個人の尊厳性を犯す許されない行為です。

「体罰」は、大人の感情のはけ口であることが多く、エスカレートしがちです。また、子どもを恐怖心でコントロールして即効性があることから、言葉による他の指導方法が疎かになります。

ところが、学校現場では、なお「体罰」が根絶されていない現実があります。

この点、「体罰」に当たらない許された有形力（目に見える物理的な力）の行使があり得るという平成21年の最高裁判決が影響しているのではないかと推測されます。

この判決は、公立小学校の教員が、悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った行為について、「その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当せず、国家賠償法上違法とはいえない。」としました。

これによれば、教師が有形力を行使した場合であっても、「体罰」に当たらない場合があり得ることになります。この判決は、教師の使用した有形力の行使が軽微であったことに着目したものと思われるのですが、多くの批判があります。

そもそも、教育学や心理学の知見によれば、「体罰」は、単に当該生徒に肉体的な苦痛だけではなく屈辱感をも与え、さらに、他の目撃している生徒にも恐怖感による見せしめ効果や萎縮効果による精神的打撃を与え、不信感や当該生徒への侮辱意識を植え付けると言われています。

有形力の行使を正当化することは、生徒に対する深刻な精神的、心理的なダメージを理解しないものであり、極めて問題があると言わざるを得ません。

また、判決の立場でも、「体罰」は許されないのですから、学校現場において具体的な有形力の行使がなされた場合、それが「体罰」に当たらないとすることの主張、立証責任は、教師側にあると考えられます。そして、前記のとおり、判決の示した判断基準は不明確で一義的ではありませんから、その主張、立証の負担は、極めて重いものがあります。したがって、教師の立場からは、有形力の行

使は一切しないという立場を取るのが賢明です。この程度の有形力の行使は許されると思ってなした行為が、事後的に「体罰」に該当すると判断されれば、違法な暴行行為となり、懲戒等不利益処分の問題が不可避だからです。

なお、昨今では、例えば知的障害者等の入所している福祉施設で、利用者が職員の言うことに従わなかったとして、職員が懲罰として有形力の行使をした場合には、懲戒解雇などの重い処分が下されるのが常識となっています。どうしたら障害のある利用者に言うことを聞いてもらえるか、その方策を学び、開発し、実践するところにこそ福祉専門職としての意義と価値があるからです。

同じように、教師は、有形力の行使を全面的に封じ、教諭の名の通り、言葉で教え諭すスキルを磨き、実践しなければなりません。そこにこそ、教育の専門職たる価値と誇りがあるはずです。

(ぬまた とおる 弁護士)

教室の中の静かな戦い



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

1 教室の见えない孤独～権利ではなく義務になっている学校教育～

全国に旅立つ卒業生に「式辞」を述べた。保育者と介護福祉士を養成する学校の学院長として。

小さな学校だけに、学生と教師の距離が非常に近い。学生たちの気持ちや人間関係がストレートに伝わってくる。学生達の涙や苦しみが空気伝染してくるかのようである。卒業式の式辞では、その時感じている思いを素直に表現することになっている。紋切的な式辞よりは、卒業生や御両親に素直に受け入れられる気がする。

門出を祝って、冒頭、そんな気持ちを述べた。『卒業生の皆さんがこうして一堂に会して、笑顔で卒業式を迎えられたことを、本当にうれしく思います。皆さん一人ひとりの顔を見ていると、実に胸に込み上げるものがあります。それは、希望と少しの不安を抱いて入学してから、楽しい出来事とともに、辛い体験も、苦い思い出も、実に色々なことがあったからです。入学直後の新たな環境の中で、集団にうまく溶け込めなかった人、対人関係がうまくゆかず思い悩んでいた人、学業とアルバイトの両立で疲れ切っていた人、仲間と争っていた人、学校をやめたいと号泣した人…いろんなシーンが浮かんで参ります。入学した仲間すべてがここまで順調にやってこられた訳ではありません。いろいろな事情で去って行った仲間もおります。そんなことを一つひとつ思い出すと、今、皆さんが卒業生の席に、凜として座っている姿を見て、月並みですが、実にうれしく、誇らしく思います。』

卒業するということが当たり前のように思っている人には、特段、なんでもないことかもしれないが、学生たちの卒業までの挫折、落ち込んだ時の様子を知っていると「よくここまで来たな！」という感慨を強く持ってしまう。

不思議なもので、記憶に強烈に残っているのは、去っていった学生である。時間的には、卒業生よりもずっと短い期間しか交流がなかったはずだが、記憶の濃度は一段と濃い。いろいろなトラブルや対立が印象に残っている。近い将来、人をケアする対人援助職を目指す学生としては、多少不足する部分があったかもしれないが、もう少し遣り様があったのではないかという気持ちが残っている。でも、子どもの育ちや成長を支える「保育士」、人の人生の集大成に寄り添う「介護福祉士」という仕事の影響力と重要性を考えれば、彼らの早い判断も間違っただけではなかったかもしれない。

学生たちが一番苦しむのが何といても「対人関係」である。一方で、手を差し伸べてくれるのも、救ってくれるのも仲間である。親しい仲間の言葉や心遣いで立ち直っていく例は各段に多い。なんといいても「人間関係は禍福の源」である。

かつて、「教室」が『楽園』『桃源郷』とされた時代から遠くなっていると述べたが、ますますその傾向は強まっている気がする。学校を『楽園』とみることには疑問を持つ人がいるかもしれない。しかし、近代まで、子どもは、身体が一人前になり、一通りのコミュニケーションができるようにな

れば社会の一員と見なされ、手軽な労働力として、直ちに社会に駆り出され、過酷な労働を強いられ、酷使されてきた。世界の中には、未だにこうした制度・仕組みが残っている国や地域がいっぱい存在する。子どもが「教育」という形で大事にされる時代は古のことではない。最近まで学校に行けることが大きな願い・希望・幸せであった時代があった。夜半、青森駅のホームに中卒で集団就職する仲間を見送りに行ったことを今でも覚えている。事情を悟って、無念にも進学を胸の中に閉じ込め、社会に出た若者は数多くいただろう。誰でも平等に教育を受けられる、進学できるという教育システムが確立したのは遠い昔のことではない。学校は、教養を身につけ、資質を高める教育機関であると同時に、仲間との交流機会を担保し、成熟のためのモラトリアム期間を保障する空間でもあった。

時代も社会も進歩している昨今、学校現場もそれに比例して、豊かな人間関係が交差する「安心できる空間」になっていても不思議ではなかったはずである。しかし、現在の「お互いに空気を読んで摩擦・衝突を回避しながらポジションを探りあう」という教室内における子ども達の過剰な人間関係は、睨み合う冷戦状態のようなもので、「常在戦場」の有様にも見えてくる。仲間集団の中では過剰な適応や、過大な気配り・こころ配りが要求される。本来楽しいはずの仲間関係で疲労困憊し、消耗している子ども達が増えている。一見平和で穏やかな日常が続いているようで、いつ壊れるかもしれない緊張感に包まれている。子ども達にとって、学校教育（学校で教育を受けること）は「権利」ではなく、嫌でも仕方のない「義務」として認識されている。

2 “ぼっち” はつらいよ！

現実には、日常の学校現場では様々なことが起こる。入学してから1カ月ばかりの間、新たに構成された集団の中で、疑心暗鬼の離合集散が展開する。まだグループ化が確立しないうちに、自分の所属する仲間集団（「群れ」）を定めて、安心できる位置をキープしなければならない。後手を踏むと、孤立の可能性が残っている。身近な人から承認されない不安、相手にされない不安に直面することになる。

われわれ団塊世代は「孤立」「孤高」を勲章にしていたところがある。「荒野を一人で行くんだ」「千万人といえども我行かん」「一匹狼」など、一人であることをポジティブに捉えて、多少ヒロイズム的なところがあった。大人の社会に向かって必死に無援の自己主張を繰り返していた。むしろ、みんなと同じことを忌み嫌っていた節がある。NHK連続テレビ小説「あさが来た」における「ファースト・ペンギン」のようなもので、「群れ」とは一線を画して、強力なリーダーになること、異質であること、トップランナーになることは絶対的な評価基準であった。とにかく競争相手が多かったので、競争に打ち勝つのが命題であったが、孤独と連帯が妙に融合していた。

しかし、最近の学生は、孤立することは、最大の屈辱・恥辱と感じているように思える。自尊感情を大きく傷つけられ、自己を否定されたことのような。一人であること（「ぼっち」）はもっと否定されるべき最悪な状態なのである。（「ひとりじゃいられない症候群」「孤独嫌悪シンドローム」）

その現象として、昼休みに人のいない（知らない）ところで一人こっそり食事をとっている、トイレや車の中で食事をしているなどの風景が見られる（ランチメイト症候群）。行事や授業でグループ化を指示された時などは最も緊張する場面である。一人だけ残ってしまう危険性が生じてくるからだ。年寄りから見ると「一人でいいじゃん！」「一人じゃダメなの？」と思ったりもするが、極めて困難なことだという。無視や排除から体調不良や不登校に発展するケースも少なくない。与えられた環境を素直に肯定し、その流れの中でうまく順応し、多少とも心地よく生きようと必死なのである。

いじめの効果的な方法として、集団による「無視」「仲間はずし」「ハブリ（意味?）」が多用されるのも、ダメージが極めて大きいことをよくわかっているからである。孤立して毅然と生きていけないことを熟知してやっている。いじめる側にとっては、全能感を満足させることが出来て、しかも加害意識に苛まれることや責任追及されることの少ない狡猾な方法である。

お昼の食事風景はこうした人間関係が見事に集約されている。時々、学生が食事している場所に入って、微妙な人間関係をそれとなく見ることにしている。こうしたグループの布置が卒業まで続くことは珍しくない。ポートレート写真を振り返ってみると、入学直後に結成された仲間が、最後まで続いていることは稀ではない。フレームの中で、同じ仲間が、入学直後も卒業の時もVサインをして笑っている。そこには、危ないリスクを回避し、まわりの世界にうまく適応して、穏やかに生きようとする堅実でつつましい姿がある。

3 子どもの権利相談センターでも…

この3年間、青森市子ども権利相談センターに寄せられた相談も、「人間関係」「集団適応」の範疇のテーマが大部分を占めている。ちょっとした対人トラブルから、重大事態に繋がる重篤ないじめ・暴力行為・児童虐待の事案まで多種多様である。登場人物も、子ども同士の場合も、親子の場合も、教師と生徒の関係など多岐にわたる。

いじめや体罰の事例に対応して気付くのは、学校という密室的空間の文化・風土の中では、当たり前とされていることでも、ちょっと視点を変えてみると、いかにも不適切と判断されるものが多いということである。その精神風土の中では、一般的・常識的と考えられていることでも、第三者の視点から検証すると、いかにも不合理なことが少なくない。場合によっては、不適切というレベルではなく、違法と判断される行為も認められる。さらに、最近では、不適切な行動の結果責任というよりは、本来やるべきことをきちんとやらなかった『不作為』を問題視されることが多くなっている。

「子どもの世界にいじめはつきものだ」「子ども間のいじめに大人は介入しない方がいい」「もう少し様子を見てみよう」「指導が必要な子どもに対しては多少の体罰は必要だ」「体で覚えさせることも必要な時がある」「言葉は暴力に入らない」などの伝統的な考えや対処は、往々にして不幸な結果を生み、責任追及されることも少なくない。

長い歴史の蓄積の上に、子どもの世界も、着実に豊かな潤いのある世界になっているはずであるが、逆に、遊びの少ない窮屈で余裕のない世界になっている気がする。大人の世界の相似形として、多面的で分析的な深い思索の乏しい、感情的・断片的・皮相的な発言や行動が多くなっているように見受けられるのである。いじめやネットの「死ね!」「ウザイ!」などの断定的な言葉の多用は、知性は無意味であると主張する「反知性主義」の流れの一つなのかもしれない。

学校が楽しく有意義なところであることは重々知っている。少しばかりネガティブなことに焦点を当てすぎたかもしれない。本来、「青森市子どもの権利条例」にも、社会が子どもをしっかりと守るという側面と、子どもの主体的な活動と取り組みを積極的にサポートしていこうとする方向性が含まれている。

現代の臨床心理学の世界で最も注目されているのは、「レジリエンス（精神的回復力）」「エンパワメント（人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させること）」「ストレングス（健康や強み）」等のキーワードを重視するアプローチや取り組みである。いわば「悪い部分を直す・修繕する」という医療型モデルではなく、「良い部分に着目してそこを拡充していこう」という成長促進型のアプローチである。

従来の臨床の場では、悪いところを消滅・削減させようと懸命に取り組んできたが、経験的に、そうしたものの程、変化することに強く抵抗を示し、極めて変わり難いことがわかってきた。不思議なことに、健康な部分を広げていくと、不健康な部分がだんだん小さくなっていくことが知られている。悪いところを一つひとつ潰していくのも馴染みのある手法であるが、最近では、そこには無理に介入せずに、健康な部分に働きかけて、そこを積極的に活性化する方法を取り入れている。これは個人のレベルだけではなく、学校や職場などの集団の場合でも同じである。

4 「グッド&ニュー」を見つける～あなたに眠っている財産～

毎朝、いつも学校の玄関に立っている。学生たち一人ひとりの顔を見ながら、笑顔で「おはよう！」と挨拶し、軽く「ポジティブな一言」を話しかけている。「あなたの笑顔をみると（私も）ほっとするね！」「今日は一段と元気に見えるよ！」「〇〇続けているの、面白い！」など。この子の他に無い財産はなんだろうか？眠っている能力や資源は何だろうか？と考えていると、話しかける言葉は自然に出てくる。多くの学生は、迷惑そうに眠たそうな顔で通り過ぎていくが、自分が対人援助職に就いて、子どもやお年寄りを相手にした時に、アッと分かる時がくるであろう。

臨床心理学の授業の最初は、必ず一人ひとりの「Good & New」。最近あった良かったこと、うれしいこと、心地よいこと、新しい経験や発見などを披露してもらおう。ポジティブなことに焦点を当てる訓練である。これを2年若しくは3年続けると、円滑な対人疎通やプレゼンテーション能力のトレーニングにもなる。

青森市に住む子ども達の「健康な部分」「良い処」「ポジティブな側面」を積極的に見つけていきたい！自分及び自分の所属する組織の隠れた「強み」「資源」を見つけ出そう！そんな視点で、子ども達や自分達を見つめたら、新たな発見があるかもしれない。

(せきや みちお 臨床心理士)

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況**
- 2 調整活動の状況**
- 3 調査活動の状況**

VI 相談件数等の年度比較

(平成25年度はH25.5～H26.3の11ヶ月間)

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
25年度	107	288
26年度	119	426
27年度	96	558

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

区分	子ども					大人					合計 (人)
	小学生	中学生	高校生	学年不詳 の子ども	計	父又は 母	親族(祖 父母等)	学校 関係者	その他 (大人)	計	
25年度	15	106	18	43	182	87	13	1	9	110	292
26年度	48	65	89	18	220	141	15	7	46	209	429
27年度	6	215	160	4	385	123	6	21	23	173	558

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

区分	子ども						大人				合計 (人)
	未就学児	小学生	中学生	高校生	学年不詳 の子ども	計	父又は 母	学校 関係者	その他 (大人) (※)	計	
25年度	4	43	134	25	30	236	3	23	28	54	290
26年度	9	104	82	143	24	362	9	44	15	68	430
27年度	4	38	250	158	7	457	7	82	12	101	558

(※) には、親族(祖父母等)が含まれています。

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区分		窓口 相談	電話	FAX	メール	手紙	調査相談 専門員の 訪問	合計(件)
25年度	初回相談の件数	14	68	1	21	3	0	107
	延べ件数	30	90	1	161	6	0	288
	(1件あたりの相談回数)	(2.1)	(1.3)	(1.0)	(7.7)	(2.0)	(0.0)	(2.7)
26年度	初回相談の件数	21	73	0	23	2	0	119
	延べ件数	47	220	0	151	8	0	426
	(1件あたりの相談回数)	(2.2)	(3.0)	(0.0)	(6.6)	(4.0)	(0.0)	(3.6)
27年度	初回相談の件数	15	70	0	11	0	0	96
	延べ件数	42	188	1	316	1	10	558
	(1件あたりの相談回数)	(2.8)	(2.7)	(-)	(28.7)	(-)	(-)	(5.8)

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区分		10時～ 12時	12時～ 14時	14時～ 16時	16時～ 18時	受付 時間外	合計 (件)
25年度 (延べ282件)	子ども	14	17	29	72	43	175
	大人	33	23	16	25	10	107
26年度 (延べ418件)	子ども	21	20	40	95	35	211
	大人	57	44	31	66	9	207
27年度 (延べ557件)	子ども	37	64	99	161	23	384
	大人	34	37	40	51	11	173

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてののみ)

区分			30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間～ 4時間未満	合計 (件)
25年度 (延べ120件)	電話相談	子ども	9	1	0	0	0	10
		大人	50	22	7	1	0	80
	窓口相談 訪問相談	子ども	0	5	6	0	0	11
		大人	0	8	10	1	0	19
26年度 (延べ267件)	電話相談	子ども	49	7	2	0	0	58
		大人	137	22	3	0	0	162
	窓口相談 訪問相談	子ども	4	6	7	0	0	17
		大人	8	7	14	1	0	30
27年度 (延べ240件)	電話相談	子ども	41	6	1	0	0	48
		大人	113	27	0	0	0	140
	窓口相談 訪問相談	子ども	2	2	19	1	1	25
		大人	3	3	17	2	2	27

(7) 相談内容の内訳

区分		交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導(※)	学校等の対応	家族関係	子育ての悩み	心身の悩み	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関等の対応	その他	不明
25年度	実件数 42 件 (延べ 182 件) 子ども	19 (115)	1 (1)	4 (7)	3 (13)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	5 (23)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (16)	0 (0)
	実件数 65 件 (延べ 106 件) 大人	2 (4)	2 (3)	2 (8)	7 (13)	6 (15)	6 (13)	18 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	21 (23)	0 (0)
26年度	実件数 44 件 (延べ 219 件) 子ども	15 (65)	1 (4)	3 (26)	4 (15)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	11 (96)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)
	実件数 75 件 (延べ 207 件) 大人	2 (3)	5 (45)	8 (21)	9 (31)	7 (15)	10 (20)	13 (27)	3 (8)	3 (16)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	10 (14)	2 (2)
27年度	実件数 34 件 (延べ 385 件) 子ども	14 (140)	1 (150)	4 (56)	4 (15)	0 (0)	4 (13)	0 (0)	3 (6)	1 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	実件数 62 件 (延べ 173 件) 大人	5 (13)	5 (15)	7 (16)	11 (53)	6 (32)	5 (7)	7 (18)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (14)	2 (2)

(※)には、教職員等の暴力が含まれています。

2 調整活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	行政機関	子ども保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	2	0	30	35	(3件、35回)
26年度	1	4	2	1	1	25	34	(6件、34回)
27年度	0	10	3	1	0	15	29	(5件、29回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区分	申立て件数	調査回数
25年度	1	2
26年度	0	0
27年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

調整先 年度	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	行政機関	子ども保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	0	0	0	3	(2件、3回)
26年度	4	0	0	0	0	7	11	(2件、11回)
27年度	0	0	3	0	0	0	3	(1件、3回)

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

VII 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日

条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条―第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条―第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例(平成十八年青森市条例第四十三号)に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

平成28年3月31日現在

(1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学准教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士

(2) 調査相談専門員

氏名	期間
赤木 光子	平成25年5月1日～
佐藤 実花	平成25年5月1日～
小林 直子	平成25年5月1日～平成28年3月31日

青森市子どもの権利相談センター

平成 28 年 4 月 発行

発行：青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16 番 1 号 青森市総合福祉センター2F

TEL 017-763-5678 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
